審查会回答第27号 平成22年1月27日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について(回答)

平成20年5月30日付け医第389号による意見照会について、下記のとおり回答します。

記

第1 事案名

意見照会第18号

平成20年5月1日付けで異議申立人から提起された、平成20年4月21日付け医第125号で行った開示請求却下処分(以下「本件処分1」という。)、平成20年4月23日付け医第137号で行った開示請求却下処分(以下「本件処分2」という。)及び平成20年4月24日付け医第140号で行った開示請求却下処分(以下「本件処分3」といい、「本件処分1」から「本件処分3」までを併せて以下「本件処分」という。)に係る異議申立てに対する決定について

第2 回答内容

1 結論

千葉県知事(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

- 2 理由
- (1) 本件処分1について
 - ア 本件処分1に係る開示請求(以下「本件請求1」という。)における行政文書開示請求書(以下「本件請求書1」という。)の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は、「安房郡鋸南町が粉飾決算して勝山小学校を建て替えていることに関する一切の書類(詳細の補足説明を別紙に記載:別紙「粉飾決算して勝山小学校を建て替え(A4×1枚)添付)」というものであり、別紙として「粉飾決算して勝山小学校を建て替え」と題する文書が添付されていた。
 - イ 実施機関は、本件請求書1の内容からは本件請求1に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成20年4月11日付け政法第106号で異議申立人に対し補正を求めたところ、平成20年4月14日付けで回答書(以下「本件回答書1」という。)が送付された。
 - ウ 本件回答書1に記載された内容は「以下の補足説明を追加する。『1、国に相談して下さい。2、千葉県知事堂本暁子様に各担当課長は相談して下さい。3、勝山小学校の建築確認について(建築確認済とした疑義)(1)改築する校舎の下の岩磐は泥岩である。泥岩は水を含まなければ硬いが、帯水層を貫通した支持杭に沿っ

て帯水層の水分が岩盤とつながり岩盤は軟かくなり、この岩盤の上に校舎は建てられない。又、追加の16ヶ所のボーリングは、途中の地質を素堀りとして帯水層について不明である。58本の支持杭は1ヶ所に2本のところが2つあるから、56ヶ所の支持杭の位置でのボーリング調査が必要だが、きちんとされていない。(2)岩盤が当初の6ヶ所のボーリング調査で、校舎は、東西方向に長いが、校舎の東側では南から北方向に岩盤が傾き、校舎の西側では逆に北から南方向に岩盤が傾いていたことがわかっているのに問題ないとしていた。その後の追加のボーリング調査で岩盤の不規則な凸凹が明らかとなっても、追加の16ヶ所のボーリング調査だけでよいとしている。不規則な凸凹は不明のままである。(3)追加のボーリング調査で③と⑪の位置は泥岩層に硬い部分と軟らかい部分があることから、すべての位置でのボーリング調査が必要なのに変更の建築確認をした。」というものであり、平成20年2月25日付け鋸監第4号による「鋸南町職員措置請求に基づく監査結果について(通知)」などの文書が添付されていた。

実施機関は、本件回答書1及びその添付書類には本件請求1に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分1を行った。

エ 当審査会で、異議申立人から提出された本件請求書1並びに本件回答書1及びその添付書類を確認したところ、本件請求1は、鋸南町が粉飾決算しているといった実施機関では事実かどうか確認していない異議申立人の主観に基づく主張を前提とした開示請求であると認められ、本件回答書1及びその添付書類によっても、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第7条第1項第4号に規定する「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められないとする実施機関の説明は首肯できる。

(2) 本件処分2について

- ア 本件処分2に係る開示請求(以下「本件請求2」という。)における行政文書開示請求書(以下「本件請求書2」という。)の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は、「社会福祉法人「太陽会」が安房医師会病院の開設者になれないのに、同法人の定款変更や医療法の医療法人が認められる根拠についてわかる一切の書類(補助金適化法違反とならないことがわかる一切の書類も含む。)」というものである。
- イ 実施機関は、本件請求書2の内容からは本件請求2に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成20年3月25日付け医第6006号で異議申立人に対し補正を求めたところ、平成20年3月25日付け(平成20年3月31日収受)で回答書(以下「本件回答書2」という。)が送付された。
- ウ 本件回答書2に記載された内容は「つぎの補足説明を追加する。『H19、11、 18付朝日新聞の13版35頁に「補助金の対象は公益性が高いことが条件で、本 来地域医療を担う公立病院などに限られる。医師会立ではあるが同病院は公益性が 高いとみなされて補助金を受けることができた。ただし、病院の経営が不能となっ た場合には返還が義務付けられており」とあった。社会福祉事業でない病院経営を

社会福祉法人がする場合、それは営利事業の扱いとなり公益性は認められない。」 というものであった。

- 工 実施機関は、本件回答書2には本件請求2に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、平成20年4月18日付け医第109号で異議申立人に対し再度の補正を求めたところ、平成20年4月21日付けで回答書(以下「本件回答書3」という。)が送付された。
- オ 本件回答書3に記載された内容は「何のことかわからず、回答のしようがありません。」というものであった。

実施機関は、本件回答書3には本件請求2に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分2を行った。

- カ 当審査会で、異議申立人から提出された本件請求書2、本件回答書2及び本件回答書3を確認したところ、本件請求2は、社会福祉法人太陽会が安房医師会病院の開設者になれないという異議申立人の主観に基づく評価を前提とした開示請求であると認められ、本件回答書2及び本件回答書3によっても、条例第7条第1項第4号に規定する「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められないとする実施機関の説明は首肯できる。
- キ なお、実施機関に確認したところ、実施機関は社会福祉法人太陽会に対して、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第4項の規定により、病院開設の許可を与えており、また、安房医師会病院の財産処分については、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づき厚生労働大臣が、及び千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号)に基づき実施機関が承認していることが認められた。

「県の有する諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図る」という条例の目的をかんがみると、実施機関においては、安房医師会病院の財産処分の承認等に係る事実を異議申立人に説明することが望ましかったものと思料される。

(3) 本件処分3について

ア 本件処分3に係る開示請求(以下「本件請求3」という。)における行政文書開示請求書(以下「本件請求書3」という。)の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は、「H20、3、18付行政文書開示請求書(受付1249番)の記載内容と同じ(H20、3、19以降が対象)(千葉県知事が補助金適化法の情を通じた者にならないことがわかる書類含む)」というものである。

なお「H20、3、18付行政文書開示請求書(受付<math>1249番)」とは、本件請求書1である。

イ 実施機関は、本件請求書3の内容からは本件請求3に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成20年4月15日付け政法第117号で異議申立人に対し補正を求めたところ、平成20年4月16日付けで回答書(以下「本件回答書

4」という。) が送付された。

ウ 本件回答書4に記載された内容は「1、H20、3、18付をH20、3、18付受付1249番を添付資料として追加します。2、H20、4、14付回答書(H20、4、11付政法106号の補正要求への回答)を添付資料として追加します。」というものであり、本件請求書1及び本件回答書1が添付されていた。

実施機関は、本件回答書4及びその添付書類には本件請求3に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分3を行った。

- エ 当審査会で、異議申立人から提出された本件請求書3並びに本件回答書4及びその添付書類を確認したところ、本件請求3は、鋸南町が粉飾決算しているといった 実施機関では事実かどうか確認していない異議申立人の主観に基づく主張を前提 とした開示請求であると認められ、本件回答書4及びその添付書類によっても、条 例第7条第1項第4号に規定する「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文 書を特定するに足りる事項」の記載は認められないとする実施機関の説明は首肯で きる。
- (4) したがって、本件処分は妥当である。
- 3 異議申立ての理由について
 - (1) 異議申立人は、異議申立ての理由の中で、本件処分1及び本件処分2について、「開示請求の内容が何か故意に分からないようにして却下している」と主張する。
 - (2) 当審査会で、本件処分1に係る開示請求却下通知書を確認したところ、「開示請求に係る行政文書の件名又は内容」欄には、「別紙」と記載され、別紙に本件回答書1の記載内容が転記されていた。

また、本件処分2に係る開示請求却下通知書を確認したところ、「開示請求に係る行政文書の件名又は内容」欄には、「別紙」と記載され、別紙に本件回答書2及び本件回答書3の記載内容が転記されていた。

- (3) 異議申立人は、本件請求1に係る実施機関の補正の求めに対して本件回答書1を送付し、本件請求2に係る実施機関の補正の求めに対して本件回答書2及び本件回答書3を送付していることから、本件処分1及び本件処分2がそれぞれ本件請求1及び本件請求2に対する処分であると異議申立人において容易に認識され得ると考えられ、異議申立人の上記(1)の主張には合理性がない。
- (4) ところで、本件の場合、実施機関の補正の求めに対する回答書に記載された内容が上記 2(1) ウ並びに上記 2(2) ウ及びオで述べたとおりであることをかんがみれば、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄に記載された内容も併せて開示請求却下通知書に記載して通知することが、より適切な事務の処理であったと思料される。

実施機関には、開示請求に係る事務を慎重かつ誠実に行うよう求めるものである。